市有財産(土地)売払いのながれ

① 売払公告

「市有財産(土地)随時売払募集要項」等をよくお読みください。

② 現地確認

- ・物件の引渡しは現状のままとなりますので、買受を希望される場合は必ず現地にて物件をご確認下さい。
- ・勝山市ホームページに掲載している「勝山市ハザードマップ」も併せてご確認ください。
- ③「市有財産(土地)買受申込書」等の提出
 - ・受付場所 勝山市役所 2階 財政課 契約検査係 (ダイヤルイン 0779-88-8130)
 - ・受付期間 午前8時30分~午後5時15分(土・日曜日、祝祭日は除く)※郵便、電話、ファクス、電子メールによる申込みは受け付けません。
 - •提出書類 〇市有財産(土地)買受申請書
 - ○資格誓約書
 - ○住民票(個人)又は登記事項証明書(法人)(3か月以内のもの)
 - ○委任状(代理人に委任される方のみ)
 - 〇チェックリスト

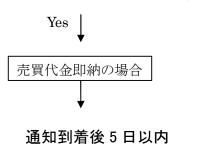
審杳後

④ 買受予定者の決定

- ・ 先着順により申請書を受付け、提出された申請書の内容を審査します。
- ・売却決定の場合、勝山市より「市有財産買受け決定通知書」・「契約書」・「納入通知書」・ 「登記請求書」の送付、連絡いたします。

⑤ 買受決定通知

通知を受けた日から5日以内に契約



6 契約

- •代金納入
- ※契約書に貼付する収入印紙は 落札者負担

⑦ 所有権移転

売買代金の納入が行われたときに所有権 移転

(所有権移転登記請求書提出)

⑧ 所有権移転登記

- 所有権移転登記は物件の引渡し後、 市が実施
- ・所有権移転登記に必要な登録免許税は 落札者が負担
 - ③ 登記済証、登記識別情報の交付
- 所有権移転登記の完了後、登記済証・登 記識別情報を買受者に交付

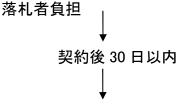


通知到着後5日以内

6 契約

契約保証金(契約金額の1割以上納入)

※契約書に貼付する収入印紙は



⑦ 売買代金納入

- ⑧ 所有権移転、契約保証金の返還
- ・売買代金の納入が行われたときに所有権 移転

(所有権移転登記請求書提出) ※売買代金納入後、契約保証金を返還し ます。

⑨ 所有権移転登記

- 所有権移転登記は物件の引渡し後、 市が実施
- 所有権移転登記に必要な登録免許税は 落札者が負担
- ⑩ 登記済証、登記識別情報の交付
- ・所有権移転登記の完了後、登記済証・登 記識別情報を買受者に交付